

令和6年2月19日

安曇野市教育委員会

令和6年2月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教 育 部 学校教育課
令和6年2月 19 日提出	(課長)藤澤一渡 (担当係長)城之内高明

タイトル	小規模特認校制度に関する規則及び要綱の整備について
決定を要する事項の内容	小規模特認校制度実施にあたり、関係する規則及び要綱について承認を求めるもの。
要旨	令和7年4月から、明北小学校に小規模特認校制度による児童の受入を行うため、小規模特認校制度に関する規則及び要綱を整備するもの。
説明	1 整備する規則及び要綱 (1)安曇野市学校の通学区域に関する規則(改正)・・・別紙 1 (2)安曇野市立学校における指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱(制定)・・・別紙2 (3)安曇野市児童生徒転入転出事務取扱規程(改正)・・・別紙3 (4)安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程(制定)・・・別紙4 2 規則及び要綱整備の概要 (1)安曇野市学校の通学区域に関する規則(改正) 学校の指定は、住所に基づき通学区域の定めるところにより行うこと、及び教育委員会が認めた場合には、就学すべき学校を通学区域以外の学校に変更することができることを明記。 (2)安曇野市立学校における指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱(制定) ・指定校変更及び区域外就学について、基準を明記し、手続及び様式を記載。 (3)安曇野市児童生徒転入転出事務取扱規程(改正) ・指定校変更及び区域外就学について、関連する条文を削除。 (4)安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程(制定) ・小規模特認校制度に関する要件等を記載。(詳細は、以下のとおり。) 3 小規模特認校制度に関する要点 (1)通学方法について 小規模特認校への就学は、指定校変更による就学の一つの方法であり、現在の取扱いにおいて、指定校変更により住所地の指定

	校以外の学校へ通学している児童は、保護者の責任において通学している。そのため、小規模特認校への就学も、他の指定校変更の理由での就学と同様に、「保護者が、通学方法及び通学の安全確保について責任を負うこと」としたこと。 参照「安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程」第4条第1項第3号 (2)受入人数について 「小規模特認校における児童の受入人数は、当該小規模特認校に在学する児童数を勘案し、教育委員会が当該小規模特認校の学校長と協議の上、決定するものとする」としたこと。 また、「許可の決定をすべきものの数が受入人数を超えた場合は、公開による抽選により決定するもの」としたこと。 参照「安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程」第5条 (3)就学日について 抽選により就学を決定する可能性があるため、公平性の観点から、「小規模特認校制度により、小規模特認校に就学する日は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。」としたこと。 参照「安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程」第6条第1項 (4)体験入学及び面談について 小規模特認校への就学の申立ては、「あらかじめ当該小規模特認校の学校長が定める期間の体験入学(学齢児童に限る。)及び当該小規模特認校の学校長との面談を経なければならない。」としていること。 参照「安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程」第7条 (5)小規模特認校卒業後の進学について 小規模特認校制度により小学校に入学した者が、卒業後、中学校へ進学する際には、指定校変更により、小規模特認校の通学区域が含まれる中学校への就学も可能としたこと。 参照「安曇野市立学校における指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱」別表第10項 (以 上)
--	--

○安曇野市学校の通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第14号）

改正後		改正前	
<u>安曇野市立学校の通学区域に関する規則</u>		<u>安曇野市学校の通学区域に関する規則</u>	
(趣旨)		(趣旨)	
第1条 この規則は、 <u>安曇野市学校設置条例（平成17年安曇野市条例第224号）に規定する小学校又は中学校（以下「学校」という。）の通学区域及び就学すべき学校の指定について必要な事項を定めるものとする。</u>		第1条 この規則は、 <u>安曇野市学校の通学区域（以下「通学区」という。）について定めるものとする。</u>	
<u>(通学区域)</u>		<u>(通学区)</u>	
第2条 <u>学校の通学区域</u> は、別表のとおりとする。		第2条 <u>小・中学校の通学区</u> は、別表のとおりとする。	
<u>(学校の指定)</u>			
第3条 <u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定による就学すべき学校の指定は、児童又は生徒の住所に基づき、前条に規定する通学区域の定めるところにより行うものとする。</u>			
<u>(学校の指定変更)</u>			
第4条 <u>前条の規定にかかわらず、学校教育法施行令第8条の規定により、教育委員会が相当と認めるときは、就学すべき学校を通学区域以外の学校に変更することができ</u> <u>る。</u>			
(補則)		(補則)	
第5条 (略)		第3条 (略)	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校名	<u>通学区域</u>	学校名	<u>通学区</u>
(略)		(略)	

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市立学校における指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和 6 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市立学校における指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。)

第 8 条及び安曇野市立学校の通学区域に関する規則(平成17年安曇野市教育委員会規則第14号)第 4 条の規定に基づく教育委員会が指定する安曇野市立学校の変更(以下「指定校変更」という。)並びに施行令第 9 条の規定に基づく安曇野市立学校への就学(以下「区域外就学」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第18条に規定する学齢児童又は施行令第 5 条第 1 項に規定する就学予定者のうち、翌学年の初めから小学校に就学するものをいう。
- (2) 生徒 法第18条に規定する学齢生徒又は施行令第 5 条第 1 項に規定する就学予定者のうち、翌学年の初めから中学校に就学するものをいう。
- (3) 前 2 項に定めるもののほか、各用語の意義は、法に定めるところによる。

(区分、理由、許可期間及び添付書類)

第 3 条 指定校変更又は区域外就学を認める区分、理由、許可期間及び添付書類は、別表のとおりとする。

(指定校変更の申立て)

第 4 条 別表に掲げる理由により指定校変更の申立てを行う児童又は生徒の保護者(以下「指定校変更申立者」という。)は、就学指定校変更申立書(様式第 1 号)に、別表に掲げる区分に応じた添付書類を添えて就学を希望する学校の学校長を経由して教育委員会へ提出する。ただし、学齢児童又は学齢生徒の保護者が、別表第 5 項の理由のうち市内の院内学級へ指定校変更の申立てを行う場合には、院内学級申立書(様式第 2 号)を当該院内学級の学校長を経由して教育委員会へ提出する。

2 学校長は、指定校変更申立者から前項の申立書の提出を受けたときは、その内容に対する意見を記入し、教育委員会へ提出する。

3 教育委員会は、前項の申立書の提出を受けたときは、その内容について審査をする。
(意見照会等)

第5条 教育委員会は、前条第3項に規定する審査に関し、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 関係する学校長その他関係者に意見の聴取及び事実関係の照会をすること。

(2) 申立てに係る児童又は生徒及び指定校変更申立者に対し、関係する学校長との面談を課すこと。

(指定校変更の許可又は不許可)

第6条 教育委員会は、第4条第3項の審査の結果、指定校変更の許可を決定した場合には、関係する学校長及び指定校変更申立者に対し、就学指定校変更決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定校変更を許可しないことができるものとし、関係する学校長及び指定校変更申立者に対し、就学指定校変更決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(1) 第4条第3項に規定する審査の結果、申立書の内容が、別表に掲げる理由に該当しないと認めるとき。

(2) 指定校変更を許可することにより、学級編制その他学校の運営に重大な支障があると認めるとき。

(申立て事由の消滅)

第7条 指定校変更申立者は、第4条第1項の規定による申立ての事由が消滅したときは、直ちに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(許可の取消し)

第8条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項に規定する許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 前条に規定する届出があったとき。

(3) 指定校変更の決定に付した条件に違反したとき。

(4) 法、施行令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(区域外就学の申立て)

第9条 別表に掲げる理由により、区域外就学の申立てをしようとする児童又は生徒の保護者(以下「区域外就学申立者」という。)は、区域外就学申立書(様式第4号)に別

表に掲げる添付書類を添えて就学を希望する学校の学校長を経由して教育委員会へ提出する。ただし、学齢児童又は学齢生徒の保護者が、別表第5項の理由のうち市内の院内学級へ区域外就学の申立てを行う場合には、院内学級申立書（様式第2号）を当該院内学級の学校長を経由して教育委員会へ提出する。

2 学校長は、前項の申立書の提出を受けたときは、その内容に対する意見を記入し、教育委員会へ提出する。

3 教育委員会は、前項の提出を受けたときは、その内容について審査をする。

4 教育委員会は、前項により申立て内容を許可するときは、施行令第9条第2項の規定に基づき、あらかじめ当該児童又は生徒の住所の存する市区町村教育委員会に、区域外就学協議書（様式第5号）により協議するものとする。

（区域外就学の許可又は不許可）

第10条 教育委員会は、前条第3項の審査及び前条第4項の協議の結果、区域外就学の許可を決定した場合には、関係する学校長及び区域外就学申立者に対し、区域外就学決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、区域外就学を許可しないことができるものとし、関係する学校長及び区域外就学申立者に対し、区域外就学決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（1） 前条第3項に規定する審査の結果、申立書の内容が、別表に掲げる理由に該当しないと認めるとき。

（2） 前条第4項に規定する協議の結果、当該市区町村教育委員会から同意を得られなかったとき。

（3） 区域外就学を許可することにより、学級編制その他学校の運営に重大な支障があると認めるとき。

（準用）

第11条 第5条、第7条及び第8条の規定は、区域外就学の決定に準用する。

（院内学級）

第12条 第4条第1項ただし書又は第9条第1項ただし書の規定により院内学級に就学することについて第6条第1項又は第10条第1項の許可を受けた学齢児童又は学齢生徒の主治医は、当該許可の期間を満了したときは、院内学級に在籍する児童又は生徒の医療満了について（報告）（様式第7号）を当該院内学級の学校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。

2 院内学級の学校長は、前項に規定する報告書の提出があったときは、就学期間の確認を行い、教育委員会へ提出する。

- 3 教育委員会は、前項の報告書の提出を受けたときは、学齢児童又は学齢生徒の住所地の教育委員会及び学校長へ、院内学級期間満了通知書（様式第8号）により通知する。
- （その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 令和7年3月31日までの間においては、別表第9項中「就学を希望する場合」とあるのは「就学を希望する場合（令和7年4月1日以後に就学する場合に限る。）」と読み替えるものとする。

（安曇野市児童生徒転入転出事務取扱規程の一部改正）

- 3 安曇野市児童生徒転入転出事務取扱規程（平成17年安曇野市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とし、第11条を第8条とする。

様式第9号から様式第19号までを削る。

別表（第3条関係）

	区分	理由	許可期間	添付書類
1	転居又は転出による許可	転居又は転出をするが、転居又は転出後も現在就学している学校への就学を希望する場合	小学校又は中学校卒業まで	
2	転居予定又は転入予定による許可	6月以内に転居又は転入が予定されている場合	転居又は転入予定地にまで	
3	兄弟姉妹関係による許可	現在、兄弟姉妹が指定校変更又は区域外就学を許可されており（第9項及び第10項による区分を除く。）、その許可された学校への就学を希望する場合	兄弟姉妹の許可期間の終了まで	
4	下校後児童を保護する者がいないことによる許可	児童の下校後家庭において児童を保護する人がいない場合に、保護する人が居住等する通学区域の小学校への就学を希望する場合	小学校卒業までのうち、がまず解消するまで	教育委員会の要する書類
5	心身の状況等による許可	疾病や障がいにより、指定された学校への就学が困難な場合又は治療のために専門病院等へ通院若しくは入院しなければならない場合	その事由がまず解消するまで	医師の診断書
6	通学安全の配慮に伴う許可	交通量が多い等危険な道路などを回避させることにより、通学の安全を確保できると認められる場合	小学校又は中学校卒業まで	通学路の地図等
7	通学距離による許可	教育委員会が指定する学校より通学距離が近い場合	小学校又は中学校卒業まで	通学路の地図等
8	地域的事項による許可	地域の事情により、教育委員会が指定する学校への就学が困難な場合	その事由が解消するまで	
9	小規模特認校制度による許可	安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程（令和6年安曇野市教育委員会告示第●号）に定める学校に就学を希望する場合で、同規定第4条に定める就学の条件を満たす場合	小学校卒業まで	
10	小規模特認校卒業による許可	前項による就学を許可された者が、安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程に定める小学校を卒業し、同校の通学区域が含まれる中学校に就学を希望する場合	中学校卒業まで	
11	その他教育的配慮	教育委員会が必要と認める場合	必要と認められる期間	教育委員会の要する書類

就学指定校変更申立書

年 月 日

（宛先）安曇野市教育委員会

保護者氏名（申請者）

連絡先

下記児童又は生徒について、次の理由により、指定学校の変更をお願いいたします。

記

（保護者→学校→教委）

フリガナ		性別	
児童又は生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所（住民登録地）			
（ ）住所			
指定学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
希望就学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
希望変更期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請理由			
（学校長の意見）			
安曇野市立 学校 学校長 印			

次の事項について誓約します。

- 1 通学方法、経路については、学校長に報告し保護者の責任において行います。
- 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負います。
- 3 許可期間終了後は、教育委員会が指定する学校へ就学させます。
- 4 申請の内容に虚偽があった場合は、教育委員会が指定する学校へ就学させます。
- 5 意見の聴取及び事実関係の照会のため、関係機関に個人情報を提供し照会することに同意します。

院内学級申立書

年 月 日

（宛先）安曇野市教育委員会

保護者氏名（申請者）
連絡先

下記児童又は生徒について、院内学級を希望しますので、指定学校の変更をお願いいたします。

記

（保護者→学校→教委）

フリガナ		性別	
児童又は生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所（住民登録地）			
指定学校及び学年	立	学校	第 学年
希望就学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
希望変更期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請理由			

診 断 書

病 名
（ ）
上記児童又は生徒は、標記の病名で 年 月 日から約 日間の入院
加療を必要とする。
年 月 日
医 師

就学指定校変更決定通知書

安曇野市指令第 号

年 月 日

保護者 様

安曇野市教育委員会 印

下記児童又は生徒の就学指定校変更について、決定しましたので通知します。

記

フリガナ		性別	
児童又は生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所(住民登録地)			
指定学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
希望就学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
決定	許可 不許可		
不許可理由			
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備考			

(許可条件)

- 1 通学方法、経路については、学校長に報告し保護者の責任において行うこと。
- 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負うこと。
- 3 許可期間終了後は、教育委員会が指定する学校へ就学すること。
- 4 申請の内容に虚偽があった場合は、教育委員会が指定する学校へ就学すること。

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安曇野市を被告（訴訟において安曇野市を代表するものは安曇野市教育委員会になります。）として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

就学指定校変更決定通知書

年 月 日

(宛先) 学校長

安曇野市教育委員会

下記児童又は生徒の就学指定校変更について、決定しましたので通知します。

記

フリガナ		性別	
児童又は生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所(住民登録地)			
指定学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
希望就学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
決定	許可 不許可		
不許可理由			
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備考			

(許可条件)

- 1 通学方法、経路については、学校長に報告し保護者の責任において行うこと。
- 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負うこと。
- 3 許可期間終了後は、教育委員会が指定する学校へ就学すること。
- 4 申請の内容に虚偽があった場合は、教育委員会が指定する学校へ就学すること。

区域外就学申立書

年 月 日

（宛先）安曇野市教育委員会

保護者氏名 （申請者）

連絡先

下記児童又は生徒について、次の理由により区域外就学の申請をお願いいたします。

記

（保護者→学校→教委）

フリガナ		性別	
児童又は生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所（住民登録地）			
（ ）住所			
指定学校及び学年	立	学校	第 学年
希望就学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
希望変更期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請理由			
（学校長の意見）			
安曇野市立 学校 学校長 印			

次の事項について誓約します。

- 1 通学方法、経路については、学校長に報告し保護者の責任において行います。
- 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負います。
- 3 許可期間終了後は、教育委員会が指定する学校へ就学させます。
- 4 申請の内容に虚偽があった場合は、教育委員会が指定する学校へ就学させます。
- 5 意見の聴取及び事実関係の照会のため、関係機関に個人情報を提供し照会することに同意します。

区域外就学協議書

年 月 日

（宛先） 教育委員会

安曇野市教育委員会 

下記の区域外就学を決定するに当たり、学校教育法施行令第 9 条第 2 項の規定により協議します。

記

フリガナ		性別	
児童又は生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所（住民登録地）			
（ ）住所			
指定学校及び学年	立	学校	第 学年
希望就学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
希望変更期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請理由			
備考			

区域外就学決定通知書

安曇野市指令第 号

年 月 日

保護者 様

安曇野市教育委員会 印

下記児童又は生徒の区域外就学について、決定しましたので通知します。

記

フリガナ		性別	
児童又は生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所			
指定学校及び学年	立	学校	第 学年
希望就学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
決定	許可 不許可		
不許可の理由			
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備考			

（許可条件）

- 1 通学方法、経路については、学校長に報告し保護者の責任において行うこと。
- 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負うこと。
- 3 許可期間終了後は、教育委員会が指定する学校へ就学すること。
- 4 申請の内容に虚偽があった場合は、教育委員会が指定する学校へ就学すること。

(教示)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安曇野市を被告（訴訟において安曇野市を代表するものは安曇野市教育委員会になります。）として、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

区域外就学決定通知書

年 月 日

(宛先) 学校長

安曇野市教育委員会

下記児童又は生徒の区域外就学について、決定しましたので通知します。

記

フリガナ		性別	
児童又は生徒氏名		生年月日	
保護者氏名		続柄	
現住所			
指定学校及び学年	立	学校	第 学年
希望就学校及び学年	安曇野市立	学校	第 学年
決定	許可 不許可		
不許可の理由			
変更期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備考			

(許可条件)

- 1 通学方法、経路については、学校長に報告し保護者の責任において行うこと。
- 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負うこと。
- 3 許可期間終了後は、教育委員会が指定する学校へ就学すること。
- 4 申請の内容に虚偽があった場合は、教育委員会が指定する学校へ就学すること。

院内学級に在籍する児童又は生徒の医療満了について（報告）

年 月 日

（宛先）安曇野市教育委員会

病 院 名
担当主治医

病院院内学級に在籍する下記児童又は生徒は、当病院での医療を満了したので報告します。住所地の教育委員会が指定する学校への就学のため、院内学級期間満了通知書を関係機関へ送付願います。

記

フリガナ	
児童又は生徒氏名	
生年月日	
現住所	
指定学校及び学年	立 学校 第 学年
就学校及び学年	安曇野市立 学校 第 学年 (院内学級)
就学期間	年 月 日（院内学級転入日）から 年 月 日（院内学級転出日）まで

院内学級期間満了通知書

年 月 日

（宛先） 教育委員会

安曇野市教育委員会 印

下記のとおり院内学級期間が満了したので通知します。

記

フリガナ	
児童又は生徒氏名	
生年月日	
現住所	
指定学校及び学年	立 学校 第 学年
就学校及び学年	安曇野市立 学校 第 学年 (院内学級)
就学期間	年 月 日（院内学級転入日）から 年 月 日（院内学級転出日）まで

院内学級期間満了通知書

年 月 日

(宛先) 学校長

安曇野市教育委員会 印

下記のとおり院内学級期間が満了したので通知します。

記

フリガナ	
児童又は生徒氏名	
生年月日	
現住所	
指定学校及び学年	立 学校 第 学年
就学校及び学年	安曇野市立 学校 第 学年 (院内学級)
就学期間	年 月 日(院内学級転入日)から 年 月 日(院内学級転出日)まで

改正後	改正前
(削る)	<u>(学区外通学)</u> 第7条 市内の指定された学校以外の小・中学校に通学しようとする児童・生徒に関する事務処理は、次による。 (1) 学校長は、通学区域外の学校に通学しようとする児童・生徒の保護者から就学指定校変更願（様式第9号）を受領した場合、同願書内容に対する対応等を記入し、教育委員会へ提出する。 (2) 教育委員会は、前項の願を許可するときは、就学指定校変更許可通知書（様式第10号）を学校長及び保護者へ交付する。 <u>(区域外就学)</u> 第8条 区域外就学に関する事務処理は、次による。 (1) 他市町村に住所を有する児童生徒の保護者が安曇野市内小・中学校に区域外就学を希望する場合 ア 保護者は、学校長を経由して区域外就学願（様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。 イ 教育委員会は、児童生徒の住所地の教育委員会と法令に基づき区域外就学協議書（様式第12号）により協議後、区域外就学の許可をしなければならない。 ウ 教育委員会は、前項の協議終了後、区域外就学許可通知書（様式第13号）を学校長及び保護者に交付する。 (2) 安曇野市内に住所を有する児童生徒の保護者が他市町村に区域外就学を希望する場合は、保護者は、区域外就学届（様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。 <u>(院内学級)</u> 第9条 市内の院内学級の転入・転出に関する事務処理は、次による。 (1) 転入 ア 保護者は、学校長を経由して区域外就学（就学指定校変更）願（様式第15号）を教育委員会へ提出する。 イ 教育委員会は、児童生徒の住所地の教育委員会と児童生徒の区域外就学について

改正後	改正前
(転入学日等) 第7条 (略) 2・3 (略) (その他) 第8条 (略)	て(協議)(様式第16号)により協議を行う。 ウ 教育委員会は、学校長及び保護者に区域外就学(就学指定校変更)許可通知書(様式第17号)を交付する。 エ 学校長は、区域外就学(就学指定校変更)許可書を受領後は一般的な転入と同様な事務処理を行う。 (2) 転出 ア 学校長は、市内の病院より院内学級に在籍する児童生徒の医療満了について(報告)(様式第18号)を受領した場合は、就学期間の確認を行い、教育委員会へ提出する。 イ 教育委員会は、児童生徒の住所地の教育委員会及び学校長へ区域外就学(就学指定校変更)期間満了通知書(様式第19号)を交付する。 ウ 就学期間満了後は一般的な転出と同様の事務処理を行う。 (転入学日等) 第10条 (略) 2・3 (略) (その他) 第11条 (略)

改正後

改正前

る)

様式第9号 (第7条関係)

就学指定校変更願

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

住所

申請者 (保護者) 氏 名 ㊦

電 話

下記のとおり、学区外通学を希望しますので、就学指定校を変更してくださるようお願いいたします。

記

(保護者→学校→教委)

フリガナ	性 別
児童生徒氏名	生年月日 年 月 日
保護者氏名	続 柄
住 民 登 録 地	安曇野市 (区)
異 動 前 住 所	安曇野市 (区)
就学指定校名及び学年	安曇野市立 学校 第 学年
就学希望校名及び学年	安曇野市立 学校 第 学年
就 学 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理由 (通学距離、家庭事情、児童生徒の心身の状態等具体的に記入)	
(学校長の意見)	
安曇野市立	学校 学校長 ㊦

次の事項について誓約します。

- 1 通学方法・経路については、学校長の指示に従います。
- 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負います。
- 3 許可期間終了後は、就学指定校へ転学させます。
- 4 申請の内容に虚偽があった場合は、就学指定校へ転学させます。

改正後	改正前																					
(削る)	様 年 月 日 安曇野市教育委員会 印 就学指定校変更許可通知書 下記の見童生徒の就学指定校変更許可について通知します。 記 <table><thead><tr><th>フリガナ</th><th>性別</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>見童生徒氏名</td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>保護者氏名</td><td>続柄</td><td></td></tr><tr><td>住民登録地</td><td>安曇野市</td><td>(区)</td></tr><tr><td>就学指定校名及び学年</td><td>安曇野市立 学校</td><td>第 学年</td></tr><tr><td>就学希望校名及び学年</td><td>安曇野市立 学校</td><td>第 学年</td></tr><tr><td>就学期間</td><td>年 月 日から</td><td>年 月 日まで</td></tr></tbody></table> (許可条件) 1 通学方法・経路については、学校長の指示に従うこと。 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負うこと。 3 許可期間終了後は、就学指定校へ転学すること。 4 申請の内容に虚偽があった場合は、就学指定校へ転学すること。	フリガナ	性別		見童生徒氏名	生年月日	年 月 日	保護者氏名	続柄		住民登録地	安曇野市	(区)	就学指定校名及び学年	安曇野市立 学校	第 学年	就学希望校名及び学年	安曇野市立 学校	第 学年	就学期間	年 月 日から	年 月 日まで
フリガナ	性別																					
見童生徒氏名	生年月日	年 月 日																				
保護者氏名	続柄																					
住民登録地	安曇野市	(区)																				
就学指定校名及び学年	安曇野市立 学校	第 学年																				
就学希望校名及び学年	安曇野市立 学校	第 学年																				
就学期間	年 月 日から	年 月 日まで																				

改正後

改正前

(削る)

様式第11号 (第8条関係)

区域就学願
(宛先) 安曇野市教育委員会
年 月 日

住所
申請者 (保護者) 氏 名 ⑩
電 話

下記の児童生徒を区域外就学させたいので許可してください。

記
(保護者→学校→教委)

フリガナ	性 別
児童生徒氏名	生 年 月 日 年 月 日
保護者氏名	続 柄
住民登録地	
現 住 所	
就学指定校名及び学年	立 学 校 第 学 年
就学希望校名及び学年	安曇野市立 学 校 第 学 年
区域外就学の予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
区域外就学を必要とする理由	
学 校 長 の 意 見	安曇野市立 学 校 学 校 長 ⑪

次の事項について誓約します。

- 1 通学方法・経路については、学校長の指示に従います。
- 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負います。
- 3 許可期間終了後は、就学指定校へ転学させます。
- 4 申請の内容に虚偽があった場合は、就学指定校へ転学させます。

改正後		改正前																												
(削る)		様式第12号 (第8条関係) 区域外就学協議書 年 月 日 教育委員会 様 安曇野市教育委員会 印 このことについて、貴市町村に住所を存する児童生徒の区域外就学の承諾について、学校教育法施行令第9条第2項の規定により協議します。 記 <table><thead><tr><th>フリガナ</th><th>性別</th><th>年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td>児童生徒氏名</td><td>生年月日</td><td></td></tr><tr><td>保護者氏名</td><td>続柄</td><td></td></tr><tr><td>住民登録地</td><td></td><td></td></tr><tr><td>就学指定校名及び学年</td><td>立</td><td>学校 第 学年</td></tr><tr><td>就学希望校名及び学年</td><td>安曇野市立</td><td>学校 第 学年</td></tr><tr><td>区域外就学の予定期間</td><td>年 月 日 から</td><td>年 月 日まで</td></tr><tr><td>区域外就学を希望する理由</td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		フリガナ	性別	年 月 日	児童生徒氏名	生年月日		保護者氏名	続柄		住民登録地			就学指定校名及び学年	立	学校 第 学年	就学希望校名及び学年	安曇野市立	学校 第 学年	区域外就学の予定期間	年 月 日 から	年 月 日まで	区域外就学を希望する理由			備考		
フリガナ	性別	年 月 日																												
児童生徒氏名	生年月日																													
保護者氏名	続柄																													
住民登録地																														
就学指定校名及び学年	立	学校 第 学年																												
就学希望校名及び学年	安曇野市立	学校 第 学年																												
区域外就学の予定期間	年 月 日 から	年 月 日まで																												
区域外就学を希望する理由																														
備考																														

改正後	改正前																								
(削る)	様 年 月 日 安曇野市教育委員会 印 下記児童生徒の区域外就学許可について通知します。 記 <table><thead><tr><th>フリガナ</th><th>性別</th><th>年 月 日</th></tr></thead><tbody><tr><td>児童生徒氏名</td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>保護者氏名</td><td>続柄</td><td></td></tr><tr><td>住民登録地</td><td></td><td></td></tr><tr><td>就学指定校名及び学年</td><td>立</td><td>学校 第 学年</td></tr><tr><td>就学希望校名及び学年</td><td>安曇野市立</td><td>学校 第 学年</td></tr><tr><td>区域外就学期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (許可条件) 1 通学方法・経路については、学校長の指示に従うこと。 2 通学途中の事故等については、保護者が責任を負うこと。 3 許可期間終了後は、就学指定校へ転学すること。 4 申請の内容に虚偽があった場合は、就学指定校へ転学すること。	フリガナ	性別	年 月 日	児童生徒氏名	生年月日	年 月 日	保護者氏名	続柄		住民登録地			就学指定校名及び学年	立	学校 第 学年	就学希望校名及び学年	安曇野市立	学校 第 学年	区域外就学期間	年 月 日から 年 月 日まで		備考		
フリガナ	性別	年 月 日																							
児童生徒氏名	生年月日	年 月 日																							
保護者氏名	続柄																								
住民登録地																									
就学指定校名及び学年	立	学校 第 学年																							
就学希望校名及び学年	安曇野市立	学校 第 学年																							
区域外就学期間	年 月 日から 年 月 日まで																								
備考																									

改正後	改正前																																										
(削る) 様式第14号 (第8条関係)	区 域 外 就 学 届 (宛先) 安曇野市教育委員会 年 月 日 住所 届出者 (保護者) 氏 名 電話																																										
	記 (保護者→教委) 下記の児童生徒を区域外就学させますので届け出ます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">フリガナ</th> <th style="width: 20%;">性 別</th> <th style="width: 20%;">生 年 月 日</th> <th style="width: 20%;">学 校 第 学 年</th> <th style="width: 20%;">立</th> <th style="width: 20%;">年 月 日 から 年 月 日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童生徒氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区域外就学校名及び学年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区域外就学期間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区域外就学を必要とする理由</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	フリガナ	性 別	生 年 月 日	学 校 第 学 年	立	年 月 日 から 年 月 日まで	児童生徒氏名						保護者氏名						住 所						区域外就学校名及び学年						区域外就学期間						区域外就学を必要とする理由					
フリガナ	性 別	生 年 月 日	学 校 第 学 年	立	年 月 日 から 年 月 日まで																																						
児童生徒氏名																																											
保護者氏名																																											
住 所																																											
区域外就学校名及び学年																																											
区域外就学期間																																											
区域外就学を必要とする理由																																											

改正後

改正前

(削る)

様式第15号 (第9条関係)

区域外就学 (就学指定校変更) 願

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

住 所

申請者 (保護者) 氏 名 ㊦

電 話

下記の児童生徒を区域外就学 (就学指定校変更) させたいので許可してください。

記

フリガナ	性 別	
児童生徒氏名	生年月日	年 月 日
保護者氏名	続 柄	
住民登録地		
就学指定校名及び学年	立	学校 第 学年
就学希望校名及び学年	安曇野市立	学校 第 学年
区域外就学の予定期間	年 月 日	より入院加療期間
区域外就学を希望する理由	下記診断書のとおり	

診 断 書

病名 (

)

上記児童生徒は、標記の病名で 年 月 日から約 日間の入院加療を必要とする。

年 月 日

医 師 ㊦

改正後	改正前																											
(削る)	様式第16号 (第9条関係) 児童生徒の区域外就学について (協議) 年 月 日 教育委員会 様 安曇野市教育委員会 印 このことについて、貴市町村に住所を存する児童生徒の区域外就学の承諾について、学校教育法施行令第9条第2項の規定により協議します。 記 <table><tr><td>フリガナ</td><td>性別</td><td></td></tr><tr><td>児童生徒氏名</td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>保護者氏名</td><td>続柄</td><td></td></tr><tr><td>住民登録地</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>就学指定校名及び学年</td><td>立</td><td>学校 第 学年</td></tr><tr><td>就学希望校名及び学年</td><td>安曇野市立</td><td>学校 第 学年</td></tr><tr><td>区域外就学の予定期間</td><td>年 月 日 から</td><td>入院加療期間</td></tr><tr><td>区域外就学を希望する理由</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr></table>	フリガナ	性別		児童生徒氏名	生年月日	年 月 日	保護者氏名	続柄		住民登録地			就学指定校名及び学年	立	学校 第 学年	就学希望校名及び学年	安曇野市立	学校 第 学年	区域外就学の予定期間	年 月 日 から	入院加療期間	区域外就学を希望する理由			備考		
フリガナ	性別																											
児童生徒氏名	生年月日	年 月 日																										
保護者氏名	続柄																											
住民登録地																												
就学指定校名及び学年	立	学校 第 学年																										
就学希望校名及び学年	安曇野市立	学校 第 学年																										
区域外就学の予定期間	年 月 日 から	入院加療期間																										
区域外就学を希望する理由																												
備考																												

改正後	改正前																											
(削る)	様 年 月 日 安曇野市教育委員会 印 下記児童生徒の区域外就学（就学指定校変更）許可について通知します。 記 <table><tr><td>フリガナ</td><td>性別</td><td></td></tr><tr><td>児童生徒氏名</td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>保護者氏名</td><td>続柄</td><td></td></tr><tr><td>住民登録地</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>就学指定校名及び</td><td colspan="2">第 学年</td></tr><tr><td>区域外就学校名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>指定外就学校名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>就学期間</td><td colspan="2">年 月 日から当分の期間</td></tr><tr><td>理由</td><td colspan="2"></td></tr></table>	フリガナ	性別		児童生徒氏名	生年月日	年 月 日	保護者氏名	続柄		住民登録地			就学指定校名及び	第 学年		区域外就学校名			指定外就学校名			就学期間	年 月 日から当分の期間		理由		
フリガナ	性別																											
児童生徒氏名	生年月日	年 月 日																										
保護者氏名	続柄																											
住民登録地																												
就学指定校名及び	第 学年																											
区域外就学校名																												
指定外就学校名																												
就学期間	年 月 日から当分の期間																											
理由																												

改正後		改正前															
(削る)		様式第18号 (第9条関係) (宛先) 安曇野市教育委員会 年 月 日 病院名 担当主治医 印 院内学級に在籍する児童生徒の医療満了について (報告) 病院院内学級に在籍する下記児童生徒は、当病院での医療を満了したので報告します。 転学のための区域外就学 (就学指定校変更) 期間満了通知書を関係機関へ送付願います。 記 <table><tr><td>児童生徒の住所</td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td></tr><tr><td>児童生徒氏名</td><td></td></tr><tr><td>生年月日及び学年</td><td>年 月 日 第 学年</td></tr><tr><td>就学指定校名</td><td></td></tr><tr><td>区域外就学校名 指定外就学校名</td><td></td></tr><tr><td>就学期間</td><td>年 月 日 (院内学級転入日) から 年 月 日 (院内学級転出日) まで</td></tr></table>		児童生徒の住所		フリガナ		児童生徒氏名		生年月日及び学年	年 月 日 第 学年	就学指定校名		区域外就学校名 指定外就学校名		就学期間	年 月 日 (院内学級転入日) から 年 月 日 (院内学級転出日) まで
児童生徒の住所																	
フリガナ																	
児童生徒氏名																	
生年月日及び学年	年 月 日 第 学年																
就学指定校名																	
区域外就学校名 指定外就学校名																	
就学期間	年 月 日 (院内学級転入日) から 年 月 日 (院内学級転出日) まで																

改正後	改正前														
(削る)	様式第19号 (第9条関係) 区域外就学 (就学指定校変更) 期間満了通知書 年 月 日 教育委員会 様 安曇野市教育委員会 印 下記のとおり区域外就学 (就学指定校変更) 期間が満了したので通知します。 記 <table><tr><td>児童生徒の住所</td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td></tr><tr><td>児童生徒氏名</td><td></td></tr><tr><td>生年月日及び学年</td><td>年 月 日 第 学年</td></tr><tr><td>就学指定校名</td><td></td></tr><tr><td>区域外就学校名 指定外就学校名</td><td>(院内学級)</td></tr><tr><td>就学期間</td><td>年 月 日 (院内学級転入日) から 年 月 日 (院内学級転出日) 満了</td></tr></table>	児童生徒の住所		フリガナ		児童生徒氏名		生年月日及び学年	年 月 日 第 学年	就学指定校名		区域外就学校名 指定外就学校名	(院内学級)	就学期間	年 月 日 (院内学級転入日) から 年 月 日 (院内学級転出日) 満了
児童生徒の住所															
フリガナ															
児童生徒氏名															
生年月日及び学年	年 月 日 第 学年														
就学指定校名															
区域外就学校名 指定外就学校名	(院内学級)														
就学期間	年 月 日 (院内学級転入日) から 年 月 日 (院内学級転出日) 満了														

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程を次のように定める。

令和 6 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市立学校小規模特認校制度に関する取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、通学区域外に居住し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、翌学年の初めから小学校に就学するもの（以下「児童」という。）が安曇野市立学校における指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する要綱（令和6年教育委員会告示第 号。以下「指定校変更等要綱」という。）別表第9項に掲げる理由により小規模な学校に就学することを認める制度（以下「小規模特認校制度」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第 2 条 小規模特認校制度により就学することができる小学校（以下「小規模特認校」という。）は、安曇野市立明北小学校とする。

(対象者及び学年)

第 3 条 小規模特認校制度により就学することができる者は、当該小規模特認校の通学区域外に居住し、教育委員会が当該小規模特認校での就学を適当と認める児童とするものとする。

2 小規模特認校への就学は、全学年の児童を対象とするものとする。

(就学の条件)

第 4 条 小規模特認校制度により就学することができる児童は、当該児童又はその保護者が、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条の就学の申立ての際、現に児童及びその保護者が市内に住所を有し、又は申立て後、就学する日までに市内に転入する見込みがあること。
- (2) 保護者が、当該小規模特認校の教育活動等を十分理解し、その教育活動等に協力する意思があること。

(3) 保護者が、通学方法及び通学の安全確保について責任を負うこと。

(4) 児童及びその保護者が、小規模特認校を卒業するまでの間、就学を希望する小規模特認校に在学する意思があること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、通学及び学校教育活動について教育委員会及び当該小規模特認校の方針に従うこと。

(受入人数)

第5条 小規模特認校における児童の受入人数は、当該小規模特認校に在学する児童数を勘案し、教育委員会が当該小規模特認校の学校長と協議の上、決定するものとする。

2 第7条の就学の申立てをした者のうち許可の決定をすべきものの数が受入人数を超えた場合は、公開による抽選により決定するものとする。

(就学日等)

第6条 小規模特認校制度により小規模特認校に就学する日は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

2 小規模特認校に就学する児童又はその保護者の事情により、当該小規模特認校への就学が困難となった場合は、教育委員会は、当該小規模特認校の学校長と協議の上、決定を取り消すことができるものとする。

(就学の申立て)

第7条 小規模特認校への就学を希望する児童の保護者は、指定校変更等要綱第4条第1項又は第9条第1項に規定する申立てを行う場合には、就学を希望する小規模特認校の学校長を経由して教育委員会に提出するものとする。この場合において、あらかじめ当該小規模特認校の学校長が定める期間の体験入学（学齢児童に限る。）及び当該小規模特認校の学校長との面談を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 令和7年3月31日までの間においては、第3条第1項中「児童」とあるのは「児童であって、令和7年4月1日以後に小規模特認校へ就学するもの」と読み替えるものとする。

議案第 2 号	教育部 学校教育課
令和 6 年 2 月 19 日提出	(課長) 二木 正 (担当) 大蔵 邦之

タイトル	安曇野市地区公民館報表彰審査会委員の委嘱等について
協議を要する事項の内容	
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 5 条 第 1 項第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

議案第3号	教育部 各課
令和6年2月19日提出	

タイトル	共催・後援依頼について		
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議		
要旨	課名	共催	後援
	学校教育課	1件	
	生涯学習課	1件	
	文化課		1件
(詳細 別紙)			
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第1項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）			

申請書は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

共催申請(学校教育課)

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
子どものよりよい 成長と発達と自 死・自殺予防のた めのサポーター ナー 発達心理と カウンセリング講座	NPO法人長野県 子どもサポーター センター 飯田 俊 (代表)	NPO法人 長野県子 どもサポ ーターセ ンター	共催	子どもたちの健やかな成長発達のために、多くの市民の皆様へ活動の目的を理解いただき、参加いただけるようにつため	1/10	R6 4/21、5/19、 6/16、7/21、 8/18、9/29、 10/20、11/17、 12/15 R7 1/19、2/16、 3/16	NPO法人長野県子どもサポーター (およびZOOMによるオンライン)	長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」困難を抱える子どもへの動物介在活動による支援事業の一環として、講座と動物介在活動(動物ふれあい)および個別相談開催のため	参加料:無料 発達心理とカウンセ リング講座、動物ふ れあいタイム、個別 相談、託児	○	○	○	基準第 3条第2 項により 可

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和5年度2月定例会協議事項)

定期 定例 委 員 会 出 報 告	No.	受 付 日	所 管	件 名	申 請 者	主 催 者(団 体)	種 別	申 請 理 由	申 請 日	開 催 日	専 決	理 由	承 認	承 認(専 決)日	会 場	開 催 目 的(趣 旨)	開 催 内 容	R4	R3	R2	所 管 課 意 見	備 考
2	37		社会教育 係	令和5年度童謡祭り (作詞作曲コンクール)	童謡祭り実行 委員会	童謡祭り実行 委員会	共催	子どもたちへの積極 的参加の一環として、よ い歌い手や楽器に ふれる機会を創出する とともに、より大勢の 市内児童生徒に作詞 作曲コンクールにこ だめ。また、郷土の先 人を広く顕彰するた め。	2月1日	令和5年4月15日(月)～令和 7年3月25日(火)	-	-		月 日	安曇野市豊 科公民館 ホール	安曇野市豊科出身の詩人でトイ ス顕彰するとともに、童謡の心を純 やすことなど伝えていくことを目的 に、童謡祭り及び市内児童生徒 対象の作詞作曲コンクールを策 施する。	○第1回童謡祭り 入場予定:約400人 参加者:約400人 第44回作詞作曲 コンクール最優秀賞 の贈呈、コンサート ○第2回童謡祭り 入場予定:約400人 参加者:約400人 第44回作詞作曲 コンクール最優秀賞 の贈呈、コンサート	○	○	-	基準第3条第2 項により可	令和5年度共 催申請承認 履歴あり

教育部 文化課 共催・後援台帳（令和5年度 2月定例会協議事項）

件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
安曇野市豊科近代美術館 春の特別展「豹&象 SILVA MATER ―森は母― 木下五郎彫鍛金展」	公益財団法人 安曇野文化財団理事長 大幸	公益財団法人 安曇野文化財団	後援	より多くの安曇野市民および教育機関へ広報・周知すること で、金属工芸の第一線で活躍する、駒ヶ根市在住の作家・木下五郎氏の作品を多くの人に 触れていただく機会を創出する ため。	1/21	5/1(水) ～6/2 (日)	安曇野市豊科 近代美術館	駒ヶ根市在住の彫鍛金工芸作家・木下五郎氏の初期の作品から大 作まで、約80点を展示し、金属工 芸の第一線で活躍する美術作家を 広く一般に紹介する。	駒ヶ根市在住の彫鍛金工芸作家・木 下五郎氏による個展を開催。初期の 作品から日展出品作、現代工芸美術 展出品作品をつなげた全展約10メー トルのパノラマ型の大作まで、約80点 を展示。 観覧料：一般700(600)円 大学生500(400)円 ※()は20名以上の団体。 高校生以下無料 障がい者手帳をお持ちの方と介助者 1名無料	-	-	-	基準第3条第 2項により可

議案第 4 号	教育部 学校教育課
令和 6 年 2 月 19 日提出	(課長) 藤澤一渡 (担当) 高橋満

タイトル	令和 6 年度有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について
協議を要する事項の内容	
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 5 条 第 1 項第 2 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

報告第 1 号	教育部 学校教育課
令和 6 年 2 月 19 日提出	(課長)藤澤一渡 (担当係長)高橋弓枝

タイトル	安曇野市スクールバスの乗車基準の緩和について
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 5 条第 1 項第 5 号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。

報告第2号	教 育 部 文化課
令和6年2月19日提出	(課長) 三澤 新弥 (担当係長) 竹中 保雄

タイトル	安曇野市明科子どもと大人の交流学習施設空調設備等改修工事について
報告を要する事項の内容	当該施設の空調設備等改修工事の内容、及び館内施設が利用できない期間について報告するもの。
要旨	当該施設は築20年以上が経過し、設備更新の時期が到来している。今後も明科地域の持続的発展に資する学習拠点として活用していくため、空調設備等の改修を実施する。
説明	1 施設の概要 安曇野市明科子どもと大人の交流学習施設（通称：ひまわり）は、明科地域における地域文化の振興、生涯学習の場の提供等の目的のため設置・運営している。 建築年：平成15年（築20年） 建物構造：RC造（鉄筋コンクリート造） 敷地面積：3,501.55㎡ 建築面積：1,373.61㎡ 延べ面積：2,471.76㎡ 複合施設：学習館 862.10㎡、図書館 817.76㎡、児童館 791.90㎡ 2 工事内容 空調設備更新・・・ビル用マルチエアコン 4系統 照明器具改修・・・照明設備のLED化 中庭デッキ改修、他 3 事業費 (1) 工事費 1億5千万円 (2) 工事監理費 1千万円 ※財源は、一般財源のほか、過疎対策事業債からの充当を予定 4 今後の事業予定 ・令和6年6月 入札・契約 ・令和6年6月～令和7年3月 改修工事（10か月） 【施設が利用できない期間（予定）】 10月（学習館）学習室、講義室、実習室、和室 11月（学習館）ハーモニーホール、（児童館）子育て支援ルーム、集会室

	12月～1月 （図書館）明科図書館（1F・2F） 2月（学習館）自習室、（児童館）遊戯室 ※施設が利用できない期間の利用者対応 （学習館）明科公民館の貸館、交流学習センターの利用を案内。 （図書館）返本の受付は行うが、貸出しは他の図書館の利用を案内。 （児童館）児童館・児童クラブは工事対象外の部屋を利用し、通常運営。
--	--

報告第3号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和6年2月19日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 赤羽 賢一

タイトル	黒沢洞合自然公園整備事業の基本設計について								
報告を要する事項の内容	黒沢洞合自然公園整備事業の基本計画・基本設計内容の報告								
要旨	安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会で決定された基本構想（コンセプト）を基に、検討委員会や南安曇農業高等学校と協議を重ね、2度の市民説明会を経て進めてきた「基本計画・基本設計」の内容について報告するもの。								
	1 基本計画・基本設計の内容 資料1 (1) 土地利用方針・計画平面図 ① 既存駐車場の拡張及びトイレの整備 ② 簡易駐車場の整備 ③ バリアフリーに配慮した動線の確保 ④ 湿性環境の創出と草原的環境の整備 ⑤ 広がりある空間を保ち、ゆるやかな勾配の園路を確保 ⑥ 既設公園から通水し、水辺のつながりに一体感を確保 ⑦ 草地エリアに、多様さをもたせた草地の空間を形成 (2) 園路・広場等施設整備計画 ① 園路（バリアフリーに配慮した園路の設置） ② トイレ（既存トイレと同等のバイオトイレの設置） ③ 雨水排水処理（排水機能の保持と園内での浸透処理） ④ 用水利用（既存ビオトープから繋がる流路の設定） ⑤ 案内施設・休憩施設（現地発生材を活用したベンチ） (3) 植栽整備と維持管理 ① 植栽整備計画（植生を考慮し、ゾーン設定した植栽計画） ② 利活用・維持管理方針（整備後の維持管理方針を整理） 2 今後の日程 令和8年4月の開園に向け、「基本計画・基本設計」を基に実施設計、拡張整備工事を進めます。 <table border="0"> <tr> <td>R5.7～R6.2</td> <td>基本計画・基本設計</td> </tr> <tr> <td>R6.3～R6.9</td> <td>実施設計</td> </tr> <tr> <td>R6.10～R6.11</td> <td>工事発注</td> </tr> <tr> <td>R6.12～R7.12</td> <td>拡張整備工事</td> </tr> </table>	R5.7～R6.2	基本計画・基本設計	R6.3～R6.9	実施設計	R6.10～R6.11	工事発注	R6.12～R7.12	拡張整備工事
R5.7～R6.2	基本計画・基本設計								
R6.3～R6.9	実施設計								
R6.10～R6.11	工事発注								
R6.12～R7.12	拡張整備工事								

1 目指す公園像

1. 黒沢に自生する多様な生き物たちが寄ってきただくなる公園

2. 人と自然のつながりに対する理解を深める場となる公園

3. こどもたちが「自然」のなかで非日常の体験や時間を過ごせる公園

4. 東西2000m級の山々の美しい景色に出会い昔の洞合を感じる公園

5. 様々な人が豊かな自然のなかで過ごせる公園

2 土地利用方針・計画平面図

目指す公園像に沿って土地利用のゾーンを検討しながら、導入すべき施設の内容・配置を検討し、計画平面図を作成しました。

- ① 中央の駐車場を拡張するとともに、この近くにトイレを整備。既設公園のトイレも維持。
- ② 4段目に駐車場としても利用可能な形で広場を確保（まとまった規模の人数が集まる機会に対応）
- ③ 既設駐車場の一角に東西の山々を見通すポイントに通じるバリアフリー動線を確保

トイレ（新設）

見晴らし広場

公園入口

車除け（待避所）

簡易P（10台程度：イベント時等を想定）

⑥ 現状では駐車場の北側を水が流れており、田んぼビオトープ等の拡張区域の湿生環境と既存公園の水辺とが分断された形となるため、既設の公園からの通水を駐車場の南側に回し、水辺のつながりに一体感を確保。

⑦ 北側の草地エリアでは、平坦面だけでなく芝そりなどでもできるような勾配のある斜面も一部に確保。傾斜や地形に変化をつけて利用と環境創造の両面から多様さをもたせた草地の空間を形成。

図1 拡張区域の土地利用方針

- ④ 過去の土地利用をモチーフに、川寄りの南側エリアに湿性環境を創出（候補：棚田形状の湿地・池・水路等）し、北側には草原的環境を整備
- ⑤ 東西の山並みの眺望に出会える広がりある空間を保ちながら、平坦な広場に到達し、池にも到達できるゆるやかな勾配の園路を確保

車除け（待避所）

草地ビオトープ

(仮) わんぱく原っぱ

拡張P
(普通車25台・身障者1台)

田んぼビオトープ

樹林ビオトープ

樹種転換による木陰の広場整備

図2 拡張整備計画平面図

資料1

下記図1の①～⑦と対応

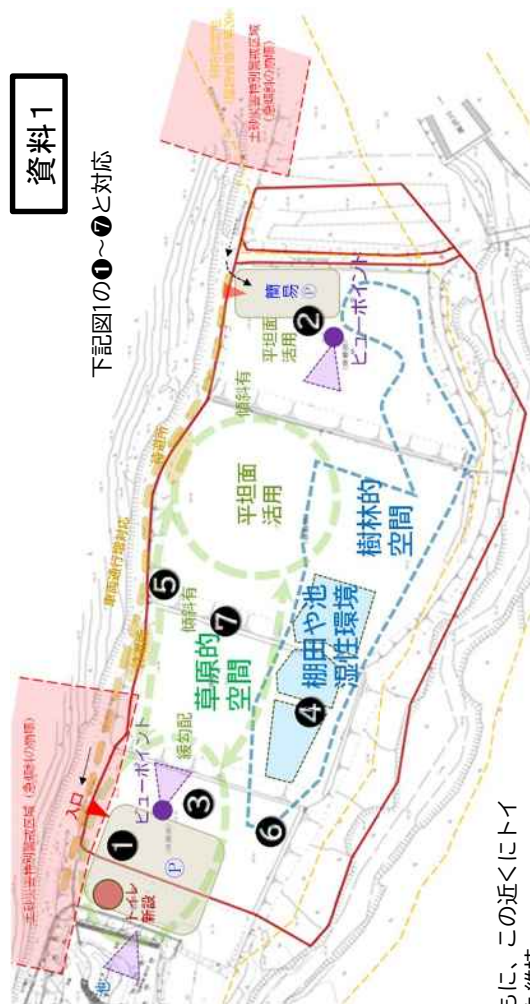


図1 拡張区域の土地利用方針

- ① 中央の駐車場を拡張するとともに、この近くにトイレを整備。既設公園のトイレも維持。
- ② 4段目に駐車場としても利用可能な形で広場を確保（まとまった規模の人数が集まる機会に対応）
- ③ 既設駐車場の一角に東西の山々を見通すポイントに通じるバリアフリー動線を確保

トイレ（新設）

見晴らし広場

公園入口

車除け（待避所）

簡易P（10台程度：イベント時等を想定）

⑥ 現状では駐車場の北側を水が流れており、田んぼビオトープ等の拡張区域の湿生環境と既存公園の水辺とが分断された形となるため、既設の公園からの通水を駐車場の南側に回し、水辺のつながりに一体感を確保。

⑦ 北側の草地エリアでは、平坦面だけでなく芝そりなどでもできるような勾配のある斜面も一部に確保。傾斜や地形に変化をつけて利用と環境創造の両面から多様さをもたせた草地の空間を形成。

図2 拡張整備計画平面図

3 園路・広場等施設整備計画

目指す公園像に沿った利用に必要な園路・広場・トイレ等の施設の整備計画を項目別に整理しました。

3.2 トイレ



【整備方式】

既存のトイレ(左写真)と同等の仕上がり・デザインでパイオトイレの設備を含んだ建築物
【機能・規模】

男性用 大1 小1 女性用 大1 身障者1

【供給処理設備】

給電：既存パイオトイレへの引込から分岐
給水：上流側からの給水管を引き込むことを検討中(手洗い用)

3.1 園路

縦断勾配での園路区分(色・線種)

- バリアフリー園路(移動円滑化等基準に対応)
- 上記の基準に準じた縦断勾配のゆるやか園路
- 階段のある園路

園路の区分(幅員・利用に応じた仕上がり)

名称	太さ表示	管理動線	表層仕上げ
主園路 幅員3.0m (一部2.5m)	↔	軽トラの通行が可能	車面・椅子対応可能な硬めの舗装材
副園路 幅員2.0m	↔	車いすと人1人の並列通行が可能	舗装材
細園路 幅員1.5m	↔	2人の並列通行が可能	チップ等や細かい舗装材

舗装材候補

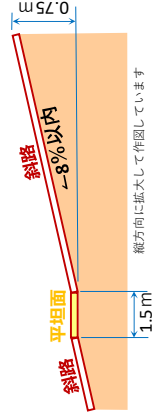


土系舗装



木チップ舗装

【参考】都市公園 移動円滑化等基準における斜路の縦断勾配



3.4 用水利用

○既開園区域のビオトープ池【流路整備 凡例】

- の流末を南側に付け替え、流路を設ける。
- 流路には泥溜め機能のある空間を設け、田んぼビオトープへの泥の進入を抑制する工夫を検討する。
- 最下段の田んぼビオトープ池の流末は既存の用水の排水口に接続させる。

川治いの対応

- 河川管理者からは、公園付近一帯は安全確保と利用を念頭に河川整備を行う区間ではないことを確認。
- あくまで河川の自由使用の範疇で個人の責任で川に近づくことが許容される区間として認識。→安全管理の責任上、公園側から積極的な誘導路の整備は困難。

4 植栽整備と維持管理

4.1 植栽整備計画

拡張整備区域の造成面の植生の定着と目指す環境の創出を目的に、ゾーンを定めた植栽整備を行います。

A. 草原ゾーン

【目標像】 草原の観察、そり遊びなどが楽しめる草原空間

活用イメージ・役割	環境	初期整備(植生定着)
A-1 休む・寛ぐ 寝転がる・座る 星空を眺める 遊ぶ・動く・走る	平坦で低葎の草地 緩やかな斜面 低葎の草地	平坦な草地 野芝の植栽 在来種イネ科草本を主とした緑化シートで早期に定着
A-3 育成 観察 学習	中葎の草原 半自然草地 谷型地形	在来種が多くみられる畔の一部を表土ごとブロック移植や在来植物の補植＋チガヤマット等を用いた法面緑化
A-4 鑑賞 育成	高・中・低葎草本が混在し 低木の散在する草原的環境	地形による土壌条件の乾湿を考慮し で植栽種を選択



B-1. 既存ビオトープ池ゾーン

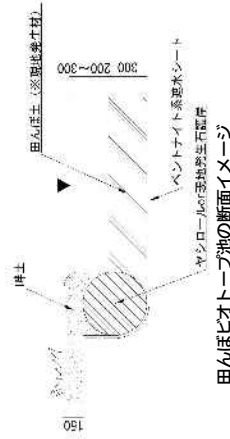
【目標像】 多様な生物ををくぐむ水辺
外来種とくにキシヨウブの除去に取り組み。

B-2. 田んぼビオトープ池ゾーン

【目標像】 かつての田園風景を想起させ、水、生き物とふれあえる水辺

遮水シートと植物の定着が可能なヤシ繊維口（または現地発生石材等）で形どり、現地発生土の多い土壌で覆い、水深20～30cmのかつての田んぼの環境に近い水辺空間を創出。

意図的な植栽は行わず、自然発生する在来種を保全・管理していくことを基本とする。



C. 四季を感じる樹林ゾーン

【目標像】 各段で四季の移ろいを感じる樹林空間

段	1 段目・2 段目(C-1)	3 段目(C-1)	4 段目(C-1)・5 段目(C-2)
季節	早春～春	夏	秋
活用	花を楽しむ	虫取りを楽しむ	紅葉を楽しむ、葉や種子で遊ぶ
候補種	シンボルツリー：シダレザクラ 高木：オオヤマザクラ、カスミザクラ等 中低木：マンサク、ダンコウバイ、クロモジ、アブラハヤシ、ミツバツツジ、ヤマツツジ等	シンボルツリー： 彩り=ナツツバキ 活用=クヌギ 高木：クヌギ、コナラ等 その他初夏～夏に彩りを添える樹種（ヒメコノキ、リョウブ等	シンボルツリー：イタヤカエデ 高木：ハナカサエ、イロハモミジ、オオモミジ、ヤマモミジ等 中低木：ナカカマド、マユミ、ヤマブキ、ナツハゼ等 ※C-2に生育するセセアカシアは伐採除根を基本

図5 植栽整備ゾーン区分図

D. 黒沢川溪畔林ゾーン

【目標像】 黒沢川の水辺を実感できる樹林
クマ対策を考え、現在のアカマツを主体とした林を間伐によって密度をコントロールし、見通しを確保。

4.2 利活用・維持管理方針

初期整備での植栽が定着してからは、エリア区分に応じて引き続き定期的な草刈り等の維持管理が必要です。今後の具体化に向けた方針を整理しました。

方針1 管理作業の内容(頻度・規模)に応じた役割分担の設定

整備完了後に円滑に管理体制に移行できるよう、今後の設計や管理手法の詳細化に合わせて管理内容を洗い出し、必要な人数や時期などを明確にしてから、行政と市民の役割分担を考えていく。

維持管理作業内容と役割分担の考え方 (参考イメージ)

管理作業	細区分	頻度を定めていく小規模作業	定期的・面的で規模を定めていく大規模作業
植物管理	区域A-1, 2 区域A-3, 4 区域B 区域C	地域住民・地元関係者との連携	業務として対応(行政から専門業者等への発注による対応)
清掃管理	園地清掃 水路・水辺清掃 便所清掃		
施設管理	パイオトイレ維持等		

方針2. 常駐管理者の配置は「なし」を念頭に置いた体制や対策の検討

公園整備・利用・運営に関する協力者・連携先と行政とのつながりの輪を充実させるため、自然のなかでの体験、学習・理解促進、維持管理の参加の機会を設けていく。

方針3. 植物の成長や変化を考慮した時間軸での環境の管理と育成

植物は管理の内容や頻度に応じて、出現する種類やその量、成長の程度が変化することを念頭に置き、段階を追って管理手法に加えていくことのできるしくみを具体化していく。
(例) 植樹エリアの5年単位での管理内容の転換、発注仕様の定期的な見直し

報告第4号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和6年2月 19 日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市児童館条例の一部改正について
報告を要する事項の内容	条例を一部改正することの報告
要旨	安曇野市立豊科中央児童館の建て替えを行うにあたり、当該児童館を一時的に移転する必要があることから、所要の改正を行うもの。
説明	1 趣旨 豊科中央児童館の建て替えは、令和6年5月以降、解体工事・建築工事と進め、令和7年9月に完成の予定である。工事期間中は、豊科中央児童館の南の「豊科老人福祉センター」に児童館機能を移して運営する。 このため、標記条例第2条にある「名称及び位置」について、安曇野市立豊科中央児童館の位置を、「安曇野市豊科 4412 番地1」から「安曇野市豊科 4030 番地1」に変更するもの。 2 施行日 令和6年4月1日 3 一部改正の内容 別添のとおり

○安曇野市児童館条例（平成17年安曇野市条例第103号）

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
安曇野市立豊科中央児童館	<u>安曇野市豊科4030番地 1</u>	安曇野市立豊科中央児童館	<u>安曇野市豊科4412番地 1</u>
(略)		(略)	

報告第5号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和6年2月19日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当係長) 赤羽 賢一

タイトル	放課後児童クラブの受け入れ拡大に向けた取組について
報告を要する事項の内容	令和5年度の整備状況と今後の取組について報告するもの。
要旨	令和5年度中に小学校4校で教室の改修工事を実施し、令和6年4月から5箇所の放課後児童クラブで6年生までの受け入れを開始する。
	1 令和5年4月の状況 9箇所ある放課後児童クラブ（明科は2校が1箇所）のうち2箇所（穂高北小学校、堀金小学校）が6年生まで受け入れており、残りの7箇所は4年生までの受け入れとなっている。 2 進捗状況（令和6年4月予定） 令和5年度中に豊科北小学校、穂高南小学校、穂高西小学校、明北小学校及び堀金児童館別棟を改修。このうち、既に6年生まで受け入れている堀金児童館を除く小学校4校、及び明科児童館（明南小学校）で令和6年4月から6年生までの受け入れを開始する。また、明北小学校において、新たに「明北小児童クラブ」を開設する（令和6年2月26日（月）運営開始）。 3 今後の取り組み (1) 豊科東小学校は、令和5年度中に設計に着手し、令和7年4月までに6年生までの受け入れを開始する予定。 (2) 明南小学校は、令和6年度中に教室の改修工事を行い、令和7年4月までに学校内に児童クラブを開設。 (3) 三郷小学校は、令和6年度中に教室改修を行う。 (4) 豊科南小学校及び三郷小学校については、引き続き学校施設の長寿化工事等との調整を図りながら、改修計画を検討する。

令和6年度 放課後児童クラブ受け入れ状況

N0.	児童クラブ名	対象小学校区	受け入れ状況	受け入れ施設
1	豊科南小児童クラブ	豊科南小学校	4年生まで	豊科南小学校内 介護予防事業実施施設
2	豊科北小児童クラブ	豊科北小学校	4年生まで ⇒ <u>6年生まで</u> (R6.4～)	豊科北小学校内 豊科南穂高児童館
3	豊科東小児童クラブ	豊科東小学校	4年生まで	豊科東小学校内 (R6年度教室改修工事予定)
4	穂高南小児童クラブ	穂高南小学校	4年生まで ⇒ <u>6年生まで</u> (R6.4～)	穂高南小学校内 穂高中央児童館
5	穂高北小児童クラブ	穂高北小学校	6年生まで	穂高北小学校内 穂高北部児童館
6	穂高西小児童クラブ	穂高西小学校	4年生まで ⇒ <u>6年生まで</u> (R6.4～)	穂高西小学校内 穂高西部児童館
7	三郷小児童クラブ	三郷小学校	4年生まで (長期のみ5年生まで)	三郷小学校内 (R6年度教室改修工事予定) 三郷児童館 三郷文化公園体育館内
8	堀金小児童クラブ	堀金小学校	6年生まで	堀金児童館 (R6.4からプレイザ 供用開始)
9	明科児童クラブ ----- (明科児童クラブ) ⇒明北小児童クラブ (R6.2.26(月)～)	明南小学校 ----- 明北小学校	4年生まで ⇒ <u>6年生まで</u> (R6.4～) ----- 4年生まで ⇒ <u>6年生まで</u> (R6.4～)	明科児童館 (R6年度明南小学校 教室改修工事予定) ----- 明科北小学校内

※『受け入れ施設』欄の太文字の施設は、令和5年度改修事業を実施した施設です。

報告第6号	教 育 部 こども園幼稚園課
令和6年2月19日提出	(課長)佐々木 真貴 (担当係長)竹内 斎司

タイトル	安曇野市保育事業所給食材料費負担軽減対策補助金交付要綱の一部改正について
報告を要する事項の内容	要綱を一部改正することの報告
要旨	安曇野市保育事業所給食材料費負担軽減対策補助金交付要綱の一部を改正し、補助金の対象経費の増額及び補助要件となる期間の変更を行うもの。
	1 趣旨 コロナ禍において原油価格の高騰や物価高騰の影響を受けた私立の認定こども園及び認可外保育施設等で提供する給食材料費の物価高騰に伴う経費に対する補助金について、物価高騰に伴う1食当たりの単価見直しにより補助対象経費を増額し、年間を通じて補助事業を実施するため事業期間を変更する。 なお、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金並びに一般財源で賄う。 2 施行日 令和6年1月30日 3 一部改正の内容 別添のとおり

○安曇野市保育事業所給食材料費負担軽減対策補助金交付要綱（令和5年安曇野市告示第517号）

改正後	改正前
(補助対象者等) 第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する市内の保育事業所とする。 (1) (略) (2) <u>その年の4月1日から補助を受けようとする年度内に</u>物価高騰を起因とする給食費の値上げを行わないこと。 2 補助金の対象経費は、園児に提供する給食の材料費のうち3歳未満の園児については1食当たり<u>35円</u>、3歳以上の園児については1食当たり<u>26円</u>とする。 3 (略) (実績報告) 第7条 第5条に規定する交付決定を受けた保育事業所は、補助金の交付決定があった日の属する年度の<u>3月31日</u>までに安曇野市保育事業所給食材料費負担軽減対策補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 附 則 (略)	(補助対象者等) 第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する市内の保育事業所とする。 (1) (略) (2) <u>令和5年4月1日から令和6年1月31日までの間に</u>物価高騰を起因とする給食費の値上げを行わないこと。 2 補助金の対象経費は、園児に提供する給食の材料費のうち3歳未満の園児については1食当たり<u>12円</u>、3歳以上の園児については1食当たり<u>9円</u>とする。 3 (略) (実績報告) 第7条 第5条に規定する交付決定を受けた保育事業所は、補助金の交付決定があった日の属する年度の<u>1月31日</u>までに安曇野市保育事業所給食材料費負担軽減対策補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 附 則 1 (略) <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和6年3月31日限り、廃止する。</u>

報告第7号	教育部 各課
令和6年2月19日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		生涯学習課	1 件
		文化課	1 件
		子ども家庭支援課	2 件
(詳細別紙)			
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第1項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）			

教育部生涯学習課共催・後援台帳（令和5年度2月定例会専決事項）

件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認日	会場	開催目的	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見	備考
第59回安曇野市長杯争奪穂高卓球大会	穂高卓球クラブ 浅川 尚昭	安曇野市体育協会 生涯スポーツサークル連合会 (穂高卓球クラブ)	後援	教育、文化及びスポーツの普及向上をめざす。	1/20	3/10(日)	○	過去承認	○	2/6	穂高総合体育館	地域文化・体育活動と健全な地域社会の発展及び地域の愛好者の底辺拡大。	競技種目 一般シングルス男子、女子 カデット以下シングルス男子、女子 小学生以下シングルス男子・女子 競技方法 各種目トーナメント方式 参加料 中学生以下一人800円 高校生・一般人1,000円	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	令和元年度後援申請承認歴あり 教育委員会役員就任依頼あり

教育部 文化課 共催・後援台帳（令和5年度 2月定例会報告事項）

件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
第52回わくわく キッズコンサート	「ホッと」 演奏ボラア協会 牛山孝介	「ホッと」演 奏ボラア協会	後援	市内に広く周知 し、多くの方にコ ンサートへお越し いただき、地域の 文化振興に寄与す る。	1/19	4/8 (月)	○	過去 承認	○	1/ 29	松本市 庄内地 区公民館 大会 議室	子連れでコンサートに行 かれない方や、小さいお 子さんかいて夜のコン サートに行かれない方の ために、昼間にコンサー トを行い、音楽に触れて ほしい。	ヴァイオリンとピアノに よるデュオコンサート 定員：50名 入場料無料	○	○	-	基準第3 条第2項 及び第4 条2号に より可

子ども家庭支援課

件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター センター長 茂木 秀樹	宮城復興支援センター	後援	児童の防災意識を高めるため	12/17	7/20 (土)、21 (日)	○	過去承認	○	1/18	国立信州高 遠青少年自 然の家	東日本大震災・全国各地災害による 仮設住宅入居児童・避難所入所児 童及びコロナ禍による子どもたちの 心のケア支援の一助、災害の風化防 止及び災害の危機意識向上及び防 災意識向上、国際交流・多文化共 生・小学校外国語活動促進	小学生20～25人のグループに留 学生4～5名と海外留学経験者1名 がつき、1泊2日の共同生活を送 る。英語による名刺交換会・英語と 体を使った野外アクティビティなど 様々な楽しい活動を通して国際交 流及び多文化共生ができる。参加 費用 1泊2日 一人当たり27, 300円	○	-	-	基準第3 条第2項 により可
遊んで学んでスカイ パーク! & 早春の かほり お届けしま す	TOY BOX 信州ス カイパークサービ スセンター 所長 宮林健治	TOY BOX 信州スカイ パークサービ スセンター	後援	対象となる子どもから保護者にご 事業を幅広くご 理解いただき、 安心してご参加 いただくと共に後 援をお願い致し ます。	1/18	2/23 (金祝)	○	過去承認	○	1/23	松本平広域 公園 総合球 技場	遊べて学べる様々な企画を実施した り、園内で剪定した花木を無料配布 するイベントです。幅広い世代が楽し める内容となっています	入場無料 木工教室、ステンシル教室、手作り スライム教室、草木無料配布 ほか	○	-	-	基準第3 条第2項 及び第4 条第2号 により可

報告第8号

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

1 学校教育課

学校教育担当・教育指導室

事業	現 況	今後の取り組み
就学時健診業務	1 来年度実施日程決定・通知	
教職員健康推進事業	1 教職員健康診断 ・総ざらい実施	1 カウンセリングルーム実施 ・3/16（土） 穂高会館
学校保健事業	1 アレルギー対応委員会 ・2/7（水） 第2回委員会	
就学援助事務	1 就学援助 ・後期分 支給額更正、通知 ・事前支給に係る認定審査及び審査結果通知 2 特別支援教育就学奨励費 ・後期分 支給額更正、通知	1 就学援助 ・2/28（水） 事前支給 ・3/6（水） 後期支給 ・令和6年度案内配布準備 2 特別支援教育就学奨励費 ・3/6（水） 後期分支給
GIGA スクール	1 情報モラル ・2/16（金） 情報モラルに関する講演会を開催（豊科南中） 2 情報セキュリティ ・2/8（木） セキュリティ監査の実施（堀金中） ・全教職員向けリモートラーニングによるセキュリティ研修の実施（10/11（水）～1/23（火）受講修了者 464人）	1 ICT教育推進委員会 ・2/26（月） 第7回委員会の開催 2 情報セキュリティ ・2/29（木） セキュリティ監査の実施（明南小）
コミュニティスクール事業	1 学校運営協議会運営支援 ・2/15（木） 堀金小	1 (1) 学校運営協議会運営支援 ・2/20（火） 豊科東小 ・2/28（水） 穂高東中 (2) 第2回地域コーディネーター連絡会 ・3/7（木） 実施状況報告等 (3) 地域学校協働本部連絡会 ・2/28（水） 堀金地域、明科地域
学校安全支援事業	1 第2回通学路交通安全部会 ・2/9（金） 令和5年度通学路合同点検の結果報告 2 安全対策講習	1 第2回安曇野市交通安全推進協議会 ・3/22（金） 令和5年度通学路合同点検の結果報告及び対策案の承認 2 不審者対応講習会 ・2/22（木） 豊科北小（会場）対象者：各学校2人

小規模特認校制度	1 小規模特認校制度 ・ 1/29 (月) 明北小学校打合せ ・ 規則及び要綱の整備	1 小規模特認校制度 ・ 制度周知 (チラシ作成中) 2 総合的な学習の時間発表会 ・ 2/28 (水) 明北小
不登校支援	1 教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 ・ 民間施設等訪問件数 6件 ・ 学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 6校 ・ 民間施設を利用する児童生徒の学校活動時支援 3回	(1) 市内の施設の定期訪問を開始 (2) 施設利用する児童生徒が学校行事に参加の際、希望に沿って支援を実施 (3) 市外にて不登校支援等を実施する施設にも随時訪問

2 学校給食課

		学校給食担当
事業	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 交流給食の実施(1/29(月)) 豊科東小学校(1年から6年 6クラス) 豊科北小学校(6年 3クラス) NPO 法人 JA 暮らしの助け合いネットワークあんしん (なたね油、ヒマワリ油の寄附団体)の9名の皆さん	地産地消の取組み
学校給食費会計公会計事業	1 令和5年度給食費口座振替9期目再振(2/16(金)) 2 令和5年度給食費口座振替10期(2/29(木))	滞納整理の実施
各給食センター管理運営事業	1 所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施 2 来年度アレルギー対応食提供予定児童・生徒の保護者面談の実施:全センター	
堀金給食センター設備更新事業	1 堀金学校給食センター厨房機器等更新工事期間 R5.9/22～(追加工事に向け工期延期の事務手続き実施)	

3 生涯学習課

社会教育係

事業	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 令和6年 安曇野市二十歳の集い記念写真、記念冊子の発送（ワイド六切、A4サイズ24ページ） 2 安曇野市企業人権教育推進協議会理事会・会計監査 ・2/22（木）会議室305・相談室311 3 安曇野市人権教育推進委員及び人権教育指導員の合同会議 ・2/29（木）午後6時30分～8時30分 豊科公民館ホール ※教育長挨拶 4 第13回安曇野市総合芸術展 ・3/7（木）～15（金）午前9時30分～午後5時 ※3/11（月）休館、15日は午後3時まで 豊科交流学習センター「きぼう」 ※教育長挨拶 5 公民館報表彰審査会 ・3/21（木）午前10時～11時30分 会議室301 ※教育長挨拶 6 第3回公民館運営審議会 ・3/22（金）午後1時30分～3時 大会議室 ※教育長挨拶 7 第3回社会教育委員の会議 ・3/25（月）午後1時30分～3時 大会議室 ※教育部長挨拶	1 発送期間：2/20（火）～22（木）、発送先：参加者700名、恩師29名、欠席者のうち希望者21名
	8 日本語教室ボランティアきっかけ講座 ・3/4、3/11（月）午後7時～8時30分 会議室305	

豊科生涯学習係

事業	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 童謡まつり 第43回作詞作曲コンクール 表彰式 ・2/24（土）午前10時 豊科公民館大会議室 ※教育長出席 2 豊科地域わいわいランド学校連絡会 ・3/7（木）午後6時 大会議室	

穂高生涯学習係

事業	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 季節の寄せ植え講座 ・2/27（火）午後1時30分 アルプガーデン 2 世界を巡る料理② ・3/7（木）午前9時30分 調理室 3 みそづくり教室①②③ ・3/13（水）午後12時 ・3/14（木）午前9時 ・3/15（金）午前8時30分 穂高農産物加工所	

三郷生涯学習係

事業	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 けん玉チャレンジ⑦・閉講式 ・ 2/25（日）午後2時～3時30分 講堂 2 第4回地域学校協働本部連絡会 ・ 2/28（水）午前9時30分 講義室 3 三郷の宝④ ・ 3/3（日）午前10時～11時30分 講堂 4 ひまわりクラブ閉講式 ・ 3/8（金）午前9時～12時 会議室 201 5 若返り体操教室③④ ・ 3/13（水）、19（火）午前10時～11時30分 講堂 6 みさと落語会 ・ 3/17（日）午後2時～3時30分 講堂	

堀金生涯学習係

事業	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 お宝発見講座「小説『安曇野』と『広辞苑』」 ・ 2/19（月）午後7時 講堂 2 スマホ教室② ・ 2/21（水）午前9時30分 会議室 3 健康づくり栄養講座② ・ 2/27（火）午前10時 会議室 4 堀金公民館サポート会議 ・ 3/4（月）午後7時 支所会議室 5 お宝発見講座「北アルプス常念山脈とその山麓一帯の植物」 ・ 3/20（水・祝）午後1時30分 講堂 ※教育長講師	

明科生涯学習係

事業	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 明科地域の寺院の沿革第2回 ・ 2/20（火）午前10時 講堂 2 春休み青少年ふれあい講座 ・ 3/22（金）午前10時～午後2時 講堂、調理実習室 3 春休み将棋教室 ・ 3/26（火）午前10時～午後4時 講義室	

4 文化課

事業	現 況	文化振興担当 今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 東京芸術大学交流事業 ・リーダーズバンド楽器演奏指導 2/17(土) 2 京都芸術大学によるアートプロジェクト ・冬季展示 1/21(日)～2/4(日) みらい 3 新進音楽家コンサート ・ジュニアクラシックコンサート 3/23(土) 4 熊井啓顕彰事業 ・定期上映会「帝銀事件 死刑囚」 2/14(水) みらい 5 ミュージアム活性化事業(安曇野市美術館博物館連携事業) ・学校ミュージアム 1/18(木)穂高東中学校1学年 153人 ・信州大学連携事業(博物館実習) 1/22(月)～2/5(月) 信大内で市所有作品の展覧会開催 ・オンラインギャラリートーク 1月31日(水)からYou Tube 動画公開 ・美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポート の発行(全児童・生徒へ配布) 12月利用者数 47人、1月利用者 24人	
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 ・令和6年度発行第1回編集委員会 3/12(火) 2 信州安曇野薪能	2 信州安曇野薪能 ・令和6年度第1回実行委員会 3月中
文化振興総務	1 博物館協議会 ・第3回博物館協議会 3/5(火) 2 美術資料等選定委員会(非公開) ・第2回美術資料等選定委員会 3/15(金)	
指定管理施設の事業	1 豊科近代美術館 ・2/3(土)～2/25(日) 安曇野市中学高校美術部展 2 田淵行男記念館 ・12/26(火)～4/21(日) 佐藤大史写真展 3 冬季休館 ・飯沼飛行士記念館 12/15(金)～2月 ・穂高陶芸会館 1月～2月 4 安曇野高橋節郎記念美術館 ・収蔵作品燻蒸に係る休館 3/4(月)～3/6(水)(予定)	

博物館担当

事業	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館 教育普及事業	1 こたつ講座 ・「食べる」から見る家族のかたち 1/20(土) 参加者：20人 ・「空家今昔物語～空家の問題を紐解く～」 2/3(土) 参加者：18人 ・「ハイトリック」ってなあに？えっ自動蠅獲器!! 2/10(土) ・絵地図から満願寺、そして牧村の謎に迫る 2/17(土)	
貞享義民記念館 教育普及事業	1 「第11回瀧澤伸介絵画展」 ・2/17(土)～3/3(日)	
文書館施設運営 管理事業	1 重要文書等収集・整理（公開資料点数） ・公文書 50,698点、地域資料 52,515点（1月末現在） （1月新規点数/公文書 39点、地域資料 222点）	
文書館教育普及 事業	1 『三郷の宝』刊行記念展示 ・1/21(日)～3/31(日) 2 バックヤードツアー ・2/25(日)	
臼井吉見文学館 管理運営事業		1 臼井吉見文学館 春の講演会 ・3/24(日)

文化財保護係

事業	現 況	今後の取り組み
文化財保全事業	1 「田尻のシダレザクラ」の市天然記念物指定について文化財 保護審議会へ諮問 2 安曇野市文化財保存活用地域計画 ・策定支援業者と打ち合わせ（随時）	・2/14（水）第2回 文化財保護審議会 ・3/26（火）第2回 安曇野市文化財保存 活用地域計画策定協 議会
埋蔵文化財発掘 調査事業	1 穂高古墳群B1号墳（じいが塚）周辺土地売買に係る保護協 議	2/20（火）現地調査

図書館係

事業	現 況	今後の取り組み
中央図書館	1 春の子ども映画上映会 「映画 ねこねこ日本史」 ・3/2（土） みらい 午後2時30分～ 2 大人のための絵本講座 ～大人も絵本を楽しもう～ ・3/8（金） みらい 午後2時30分～ 3 映画上映会 「連続テレビ小説 おひさま総集編」第二章 ・3/8（金） みらい 午後6時30分～	
図書館事業	1 図書館協議会 第3回図書館協議会 ・3/19（火） みらい 午後1時30分～	

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業	現 況	今後の取り組み
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 ・穂高南小 児童会室改修 工事中 ・穂高西小 被服室改修 2/5（月）竣工 ・明北小 PC教室改修 1/31（水）竣工 ・三郷小 被服室改修設計 1/29（月）完了	1 穂高南小改修 ・3/8（金）竣工
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務	1 子ども・子育て支援事業計画 ・第3次子ども・子育て支援事業計画策定におけるニーズ調査 ・1月～2月 データ集計・分析	1 子ども・子育てニーズ調査 ・3月 調査結果報告 2 子ども・子育て会議 ・3/13（水）南安曇教育文化会館 午前10時～
黒沢洞合自然公園整備事業	1 土地利用条例に準じた拡張整備説明会 ・1/30（火）三郷公民館講堂 午後7時～ 2 安曇野市黒沢洞合自然公園整備検討委員会 ・2/16（金）共用会議室306 午前10時～	1 基本設計業務 ・履行期間 7月～2月
あづみの自然保育ブランディング事業	1 「あづみの自然保育」まるわかりセミナー ・2/4（日）銀座NAGANO 正午～	1 「あづみの自然保育」まるわかりセミナー ・3/9（土）ウィンクあいち 午後1時～

子育て給付係

事業	現 況	今後の取り組み
「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金」給付事業	1 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・「ひとり親世帯」：児童扶養手当受給者等 ・「その他世帯」：住民税均等割非課税の児童手当受給者等 ・「低所得世帯」：住民税所得割非課税（均等割課税）の児童手当受給者等 各 対象児童1人当たり7万円（※）/人 ※ 国又は県支給分と市独自分の計	1 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 ・2月末まで申請受付、随時支給 ・3月末で支給終了

児童青少年係

事業	現 況	今後の取り組み
児童館運営事業	1 令和6年度児童クラブ入所決定通知 ・1/31（水）発送	1 明北小児童クラブ開設 ・2/26（月）明北小学校内
青少年育成環境整備事業	1 第4回青少年センター運営委員会 ・2/16（金）午後1時30分～	

青少年体験事業	1 武蔵野市交流事業（受入） ・ 2/3（土）～4（日）市内各所及び大町市 2 冬季親子体験ラボ「手作り麺のラーメンを作ろう！」 ・ 2/17（土）明科公民館 調理実習室 午前9時30分～	
子ども会育成会支援事務		1 松本地方子ども会育成連絡会 ・ 2/27（火）午前10時30分～ 2 市子ども会育成会連合会常任委員会 ・ 3/5（火）午後7時～
放課後子ども教室実施事業		1 第2回放課後子ども総合プラン運営委員会 ・ 3/11（月）午後7時～

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・ 2月は8回実施 こあら穂高（2/9（金）、2/20（火）） こあら堀金（2/5（月）、2/26（月）） いるか穂高（2/1（木）、2/19（月）） 遊び後期穂高（2/13（火）、2/22（木）） 2 親子であっぷっぷ ・ 2月は4回実施（2/7（水）、2/14（水）、2/21（水）、2/28（水）） 3 はいはいたちの相談日 ・ 2月は2回実施（2/2（金）、2/16（金）） 4 ことばの相談日 ・ 2月は2回実施（2/8（木）、2/22（木）） 5 親子で遊ぼう ・ 2月は1回実施（2/27（火）） 6 ソーシャルスキルプログラム学習会 ・ 2月は1回実施（2/6（火））	1 遊びの教室 ・ 3月は4回の実施を予定 2 親子であっぷっぷ ・ 3月は4回の実施を予定 3 はいはいたちの相談日 ・ 3月は1回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・ 3月は2回の実施を予定 5 親子で遊ぼう ・ 3月は1回の実施を予定

6 こども園幼稚園課

		保育幼稚園担当
事業	現 況	今後の取り組み
三郷東部認定こども園起工式	三郷東部認定こども園起工式 ・ 3/13（水） ・ 午前 10 時から ※詳細は参列者に通知予定	
穂高幼稚園卒園式	穂高幼稚園卒園式 ・ 3/21（木） ・ 午前 9 時 30 分から ・ 穂高幼稚園プレイルーム ・ 卒園児と保護者と職員で行う ・ 在園児は春休み	
認定こども園卒園式	認定こども園卒園式 ・ 3/22（金） ・ 午前 9 時 30 分から ・ 各園遊戯室 ・ 卒園児と保護者と職員で行う ・ 在園児は春季保育	

報告第11号	教育部
令和6年2月19日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和5年12月定例会における一般質問等について
要旨	市議会12月定例会の一般質問の概要等について報告するもの
説明	1 期日 令和5年12月12日（火曜日） 12月13日（水曜日） 12月14日（木曜日） 2 概要 別紙のとおり

12月議会一般質問要旨

◇ 林 孝 彦

安曇野市の特別栽培米の使用頻度を高めていただきたい。

○教育長 健全な食生活の大切さや食に携わる人や命に思いを寄せる児童生徒を育むことを目指して食育を進めている。特別栽培米の使用は、今後も年3回を維持していきたい。

◇ 中 村 芳 朗

・中学校部活動の地域移行について考え方、進め方は。

○教育長

・中学生がやりたい部活動に思い切り取り組める機会を確保するよう努めている。地域単位の地域スポーツクラブ運営協議会を開催するなどして、中学校全体の運動部活動のうち38部活について休日部活動の地域移行が実現している。文化系についても順次拡大していきたい。

○教育部長

・市教育委員会が主体となり地域移行に向けて取り組んでいる。スポーツ推進課と連携し、運営協議会への出席や地域スポーツ団体の現状把握、課題解決に取り組んでいる。

・現在は、地域移行のモデル校の堀金中学校を中心に、各中学校で地域スポーツクラブへ移行し始めている。令和7年度末までの改革推進期間中に休日部活動の地域移行できるよう、段階的に移行するよう進めている。

◇ 猪 狩 久美子

安曇養護学校につき、例えば、分校を設置するということを県と協議していくような考えは。

○教育長

・安曇養護学校での学びの状況と課題については承知している。県立特別支援学校の環境の整備等は、設置者（長野県）の責任においてなされるものと認識している。

・分校の設置は、場所や受入れ人数、学習空間、専門性を有する教職員の確保や地域理解も重要でありハードルが高いと考えている。

豊科中央児童館は大型児童センターとしては敷地が狭い。2階、3階に中高生向けの施設をつくることはどうか。

○教育部長

- ・豊科中央児童館は、令和6年4月から解体に入り、令和7年9月の完成を目指している。
- ・新しい児童館は児童館利用者からの意見を反映して設計を進めている。中高生向けのスペースを設ける予定であるが、拡充する予定はない。

◇ 一 志 信一郎

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 日頃の学校と地域との関わりの学校目標等について。2 生徒・先生・地域の皆さんと、通常どのような活動・協力体制等を取っているか。 |
|--|

○教育長

- 1 学校と地域の連携を強め、特色ある豊かな学びを目指している。堀金小学校においても、教育活動の様々な場面で地域の人や物に関わる機会を設けている。子どもたちには、将来にわたって地域を大切にしていこうとする郷土愛を育んでほしい。
- 2 学校運営協議会を市内小・中学校に設置し、市民の皆さんに学校に関わる活動に参加していただいている。堀金小学校では、校外学習、総合的な学習の時間の講師、校内持久走大会のコース見守り、米づくりの支援、公民館と連携した拾ヶ堰清掃作業などが行われている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 市内の全児童館等の6年生までの受入れ実施とクラブ運営等について。2 来年に向けて、今年度の経験を生かし、遊戯室に合った冷房装置・エアコンを設置し運転に入っていたきたい |
|--|

○教育部長

- 1 現在9か所の放課後児童クラブのうち、穂高北小学校、堀金小学校の2か所で6年生までの受入れを行っている。残る7か所のうち、豊科北小学校、穂高西小学校、穂高南小学校、明北小学校の4か所で教室改修工事を進めており、4月から6年生までの受入れを行う予定である。残る3か所のうち豊科東小学校でも、事業着手に向けて今準備を進めている。
- 2 市内9館の児童館のうち、遊戯室にエアコンが設置されているのは豊科中央児童館、穂高中央児童館、穂高西部児童館、穂高北部児童館の4館である。遊戯室にエアコンのない児童館では、扇風機やスポットエアコンで対応している。南穂高児童館では、現在エアコン更新工事が行われており、残る4館については、今後の改修に合わせエアコン設置について検討したい。

◇ 橋 本 裕 二

中学校の生徒は心肺蘇生法、AED使用法を学んでいるか。

○教育部長

- ・認定こども園と幼稚園では、毎年1回各園で消防署員を講師として、園の職員が心肺蘇生法、AEDの使用法の講習を受けている。
- ・小・中学校では、基本的に毎年各学校で普通救命講習Ⅰの心肺蘇生法、AED使用法の実技講習を全教職員が受講している。また中学生は、2年生の保健体育でAED使用などの心肺蘇生法を含めた応急手当について学習している。

◇ 中 村 今朝子

入学準備金の現状と課題。

○教育部長

- ・平成28年度以降、累計で58件の貸付けを行っている。令和3年度に返済期間を延長する制度改正を行い利用者が増えたが、その後、利用者は伸びていないことが課題。
- ・現在は、貸付けの所得要件などの見直しを進めている。さらに利用しやすい制度へ改正を行っていききたい。

◇ 岡 村 典 明

- ・アーティスト・イン・レジデンスの穂高みらいで行われた3人の作品展示会は意外と小さくまとまっていて期待外れの感があった。反省点は。
- ・今年度を検証した中で、来年度の方向は

○教育部長

- 1 学校でのワークショップを通じ、芸術家と市内の学生たちが幅広く交流した。お互いに刺激を受けたり、ふだんの生活では得難い気づきを獲得したりできたと考えている。専用の宿泊施設ではなかったことが課題。作品の創造に集中する環境を整えてまいりたい。
- 2 来年度、滞在場所について、宿泊施設の調整を図っていききたい。再来年度以降の活用に向け、滞在拠点として鐘の鳴る丘集会所の整備を進めていく計画である。来年度は高橋節郎氏の生誕110年記念の年であり、漆を扱う芸術家3名を招きたい。

田淵行男記念館の現況について

○教育部長

- ・今年度4月から9月までの来館者数は3,036人。昨年度同期と比べて15%の減。
- ・トークショーやコンサートなどの催し物ではほぼ満員の参加者を得ることができたが、来館者数は伸び悩んでいる。一方で、市内の小・中学校による団体利用は43%増えている。

◇ 井 出 勝 正

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 播隆上人や中田又重の偉業を広く市民に知ってもらい、郷土への誇りを後世に伝えるために開山事業のコンパクト展示や伝記などを作成し、普及したらどうか。2 上條俊介作品も借りて200年記念に二人展を開催したらどうか |
|--|

○教育部長

- 1 公共施設等への出前展示のテーマの一つとして取り上げてまいりたい。播隆上人の伝記は旧三郷村教育委員会で「善の綱」という書籍が刊行されている。また、「三郷の宝」でも播隆上人や中田又重について触れているコーナーがある。
- 2 槍ヶ岳開山200年記念や上條俊介作品の所蔵に関係する他の自治体や関係機関の意向や計画を伺いながら研究してまいりたい。

◇ 増 田 望三郎

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 通常米と有機米の違いを子供たちが分かっているのか。子供たちの反応は。2 有機米提供の取組の真価は。3 明科明北小のお米だけ、一足早く有機米で年間提供できないか。 |
|--|

○教育部長

- 1 「いつもよりおいしい」「ふだんと同様においしい」という声もあった。

○教育長

- 2 有機米を学校給食に提供している、その意味については、次のように捉えている。
 - (1) 児童生徒が安曇野の農業について関心を持つこと。
 - (2) そういう中で農家の方々が、日々努力と工夫を重ねて、そして熱い思いを持って農業に励んでおられる事実を知ること。

○教育部長

- 3 有機栽培米等は、通常のお米よりかなり高価な食材。市の小・中学校に通う全ての子供に公平に提供することが必要である。明北小学校のみに多くを提供することは考えていない。
-

◇ 矢 澤 毅 彦

- | |
|---|
| 1 市内のスクールソーシャルワーカーの現状について、
2 児童生徒の相談ツールの導入検討について |
|---|

○教育部長

1 スクールソーシャルワーカーについて

- ・市内のスクールソーシャルワーカーは4名。不登校などの行動の背景を探り、本人や保護者と学校や関連機関との連携調整をすることで、児童生徒を取り巻く環境の改善に取り組んでいる。
- ・4名のうち県から2名、市費で2名。配分時間内で対応しており、平均で1名当たり年間400時間。11月現在、市内小・中学校合わせて152件の案件を扱っている。
- ・令和4年度より市費の2名を増員した。県に対しても、継続して増員を要望したい。

2 児童生徒の相談ツールの導入検討について

- ・市教育委員会・各学校は、児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりに努めている。
- ・1人1台端末などを活用し、児童生徒の心や体調の変化を早期に把握、早期支援につなげることが大切。まずは相談メール等に対応する体制を整える必要がある。現在は長野県教育委員会が開設するSNSを活用した相談窓口の利用を紹介している。

◇ 増 井 裕 寿

- | |
|--|
| 1 現在の安曇野市の子育て関係の行政手続のデジタル化の現状と課題は
2 チャットボットの導入について
3 利用料のキャッシュレス決済は。 |
|--|

○教育部長

- 1 安曇野市では、令和5年3月から「ぴったりサービス」を利用したオンライン申請を始めている。こども園などの利用申込みや現況届の手続が可能である。試験的にAIを使った入園選考システムの活用を進めてきたが、業者の都合によりできなくなった。引き続き、よりよいシステムの導入を進めたい。
- 2 複雑な質問に回答するのは難しい。経験に照らせば、チャットボットで疑問が解決したことはあまりないと考えている。
- 3 キャッシュレス決済は、スマートフォンでは1回66円の手数料がかかる。今は進んでない。

◇ 小 林 純 子

正規職員を減らし非正規職員に置き換えてきたことで、住民サービスの低下を招いているような状況は。

○教育部長

- ・特別支援教育支援員等の支援員、調理員、図書館司書、保育士等の職員に会計年度任用職員を配置している。それぞれ専門職として業務に当たっており、住民サービスが低下していることはない。

(以 上)

